

## もう一つの太平記評判

## —九州大学附属図書館蔵『太平記評判秘伝鈔』解説及び翻刻(巻三・巻十六)—

長坂成行

## 要旨

『太平記評判秘伝理尽鈔』の諸本の調査の過程で、目録類に『理尽鈔』の一伝本として載る群馬大学附属図書館新田文庫蔵『太平記評判秘伝鈔』は、『理尽鈔』とは異なる太平記評判書の種類であることが判明した。また九州大学附属図書館蔵『楠公兵法』もこれと同一内容であったので、両伝本についての基礎的な解説を施し、後者を底本にして、楠正成(評判書の世界で最も多く扱われる重要人物)の登場と対死を評した巻三・巻十六を翻刻した。この書は評・伝において『理尽鈔』に重なる所があり『理尽鈔』と全く無関係というわけではないが、『理尽鈔』に見えない独自の異伝もあり、また正成に対する評にも『理尽鈔』とは異なる面がみられ、太平記評判書の生成・享受を探る上で重要な資料と言えらる。

## 一 序

太平記評判書と総称される①『太平記評判秘伝理尽鈔』(以下『理尽鈔』と略称)・②『太平記評判私要理尽無極鈔』(『無極鈔』)・③『太平記理尽図経』(『図経』)・④『太平記大全』(『大全』)・⑤『太平記綱目』(『綱目』)のうち、諸書のもとになったのは①『理尽鈔』で、②以下の著作は『理尽鈔』を継承・摂取、或いは対抗して、結果

として様々な転成をとげたことは、近時、加美宏・今井正之助氏らの手によって漸く具体的に明らかになろうとしている。その『理尽鈔』諸本の研究は大部なためもあって全体的には未だしではあるものの、例えば加美氏は、『国書総目録』に『無極鈔』の唯一の写本として載る大阪府立図書館蔵本は、実は『理尽鈔』の写本であることを指摘し、また今井氏も『国書』補遺編所載の滋賀大学蔵『無極鈔』は『理尽鈔』の写本であることを明らかにし、徐々に成果が見えつつある。

さて『国書』第五巻の『太平記評判秘伝鈔』の項に、

四〇巻一〇冊⑨楠公兵法(外)⑩兵法⑪沢正博⑫九大 (476頁)

とある。また『古典籍総合目録』第二巻に載る『太平記評判秘伝理尽鈔』の条には、

⑬群馬大 (『太平記評判秘伝鈔』巻一・四〇、貞享五享、五冊) (85頁)

とある。この二書は、書名を一見した限りでは『理尽鈔』かと思われるが、調査の結果、『理尽鈔』とは別の太平記評判書の種類であることが判明した。以下はその報告である。

## 二 書誌

〔一〕楠公兵法(以下『九大本』と略称)

①九州大学附属図書館蔵、架蔵番号546タ7。

②全十冊四〇巻、楮紙袋綴の写本。

③緑色表紙。大きき縦二四・〇種、横一六・九種。表紙左上に題簽（無刃）を貼り「楠公兵法 一 二」の如く墨書。

④内題「太平記評判秘伝鈔巻第一」

⑤本文は漢字片仮名交り。一面九行、但し薄緑色の界を引く。界高一六・〇種、界幅一・四種。読点・訓点を付す。丁数は各冊（二巻分）約三〇丁前後。

⑥印記、「九州帝国大学図書印」の他、各冊巻頭或いは巻尾の下方に「藤原正博」（正方形・陽文）の朱印。なお『国書』は本書を沢正博作とするが、書写とすべきところか。沢正博は藤原正博のこと（後述）。

⑦筆跡は二筆か（但し筆の太細の差で、或いは同一人の筆か）。書写年代は江戸末、沢正博書写とすれば一八〇〇年代前半（後述）。

⑧第十冊目の末尾に著者跋らしき一文がある。

「A」右此書、先祖正成伝来ノ軍書、予乞ニ相伝、之刻、父是ヲ疑テ、其ノ軍意ノ將道ヲ披ル、故元亨年中ヨリ、貞治之始ニ至、迄天下大ニ乱レ、本朝ノ武民身ヲ不安ニ置、百千ノ事架ヲ頭ス、然ラマ時ノ学士、日々ニ日記シテ其ノ文章ヲ加テ、一部ト号シ、是ヲ太平記ト名シテ、秘シテ世ニ登ス、予依、父ノ命、此書ニ評判ヲ加テ、伝来ノ軍書、其ノ深意ヲ合テ、父ニ是ヲ奉ル、語言煩シテ、其意ヲ不能ニ尽ス事、雖レ然、軍法ヲ旨トセン人ニ於テハ、此一部四十巻審ニ將道ノ刻、必ス吾力家伝ノ兵法、立地ニ可レ令ニ將道一者也、秘シテ以テ他家ニ莫レ与、（説点・調点は私意による。行間は「二」新田文庫本の跋文との枚異）

〔二〕太平記評判秘伝鈔（以下「新田本」）

①群馬大学附属図書館新田文庫蔵、架蔵番号N210.49-1222h

②全五冊四〇巻、楮紙（やや薄手）袋綴写本。

③藍色表紙。大きき縦二七・四種、横一九・七種。表紙左上に題簽（

無刃）を貼り、次の如く墨書。

「太平記評判 七 一ノ五」（一冊目）、二冊目以降、\*の部分「義・礼・智・信」巻数は「六ノ十二」「十二ノ十八」「十九ノ廿七」「廿八ノ四十止」とある。

④内題「太平記評判秘伝鈔巻第一」

⑤本文は漢字片仮名交り、一面十二行、字高約二四・五種。読点・訓点などなし。朱による校正がごく僅かあり。

⑥印記、「群馬大学附属図書館蔵書」の朱印の他、見返しに「新田義美氏寄贈」のスタンプ印あり。一丁目表の右下に「新田岩松家蔵印」の朱印（円形・陽文）。

⑦筆跡は全巻一筆。奥書の年次は貞享五（一六八八）年で、これにさ程遠からぬ江戸中期の写しか。九大本より書写年代は古いが、翻刻にみるように新田本の方に誤脱が目立つ。また新田本は各冊の冒頭に総目録を置くが九大本にはない。両本の間に直接の関係はない。

⑧第二冊（第五冊の末尾）に次の如き識語あり。

「B」太平記評判書者、往々令ニ開板ニ行、於世ニ其類匿夥、此書、在ニ太夫、武庫ニ々外不出、書、然ニ幕下之土河内氏某道人、有、由而伝、之、不レ許ニ他見、予竊ニ惟ニ之、大概、雖ニ正略ニ簡編不レ減、其數、雖ニ削取、用要不レ失、其評、拔萃、得、術、事理ニ不レ尽、思、之、則、於、他、不レ傳、異本、必矣、一字一行妄ニ無レ成、之、万言万説誤、勿レ点レ之、自、勸ニ筆力、以、為、余、家珍、説、之、者、鑿、之、豈、暇ニ勉強、法、戒、慎、其、身、業、非、微、碎、於、其、心、法、能、業、何、捨、哉、造、次、願、沛、念、是、在、茲、吾、門、之、小、子、不、可、外、之、述、微、志、紙、末、書、之、希、欲、使、子、孫、誘、道、古、語、曰、行、有、余、力、則、以、学、文、謂、歎、勳、乎、汝、云、々、

貞享五年戊辰九月日

(脱点・訓点私意による)なお第一冊目の末尾には「B」ではなく「貞享五年云々」の年時のみがある。また第五冊目は「B」の直前に九大本の⑧に掲げた「A」を持つ。

### 三 跋文・識語について

その文言をどこまで信頼できるかは問題が多いが、前掲「A」・「B」の識語の内容について触れておく。

「A」は本書成立の由来を著者が記したという形で、まず冒頭に「先祖正成伝来の書、予相伝を乞ふの刻」とあり、自らの先祖を正成とする。末尾に「吾が家伝の兵法」とあるのと照応し、楠流の兵法家を自称する物謂である。「父是を疑て、其軍意の将道を披める」とある条、やや文意不明だが、予の記す所に従えば、父の命によって『太平記』に評判を加え、正成伝来の軍書の深意をも合わせて成ったのが本書であるという。「此書に評判を加へて」の部分、「評判」は『理尽鈔』という固有名詞の謂ではなく、批評・論評の意味に解しておいてよいだろう。

次に「B」は、「A」より後のある享受者が本書の伝来・内容・価値などについて述べ、本書について学ぶべきことを勧奨したものである。始めに太平記評判書が開板され世に流布する類が多いとあるが、板本としては、

- 『理尽鈔』……正保二(一六四五)年
- 『無極鈔』……慶安二(一六五〇)年
- 『函経』……明暦二(一六五六)年
- 『大全』……万治二(一六五九)年
- 『綱目』……寛文八(一六六八)年
- 『理尽鈔』……寛文十(一六七〇)年

の各年に刊行されており、奥書の年記である貞享五(一六八八)年の時点では、「其類屢夥」というに相応しい状況である。「大夫」の武器庫にあった「不出の書」を幕臣河内氏某道人が伝えた、というのは正成の根拠地たる河内を意識しての謂であろうか。本書の大概について「予」は次のように捉えている。

正略すと雖も簡編は其教を減せず、

削取すと雖も用要は其評を失せず、

とある条、何を「正略」「削取」したのか判りにくいのが、『理尽鈔』如き評判書に手を加えたときとみて大過なからう。本書の四十巻という数は『太平記』と変わりないし、各巻に平均して評は加えられている。そして本書を他に伝わらない異本であると評価し、「筆力を励まし余の家珍」にしたという。この内容が真実か虚偽かはともあれ、結果、本書の価値と権威を高からしめるための跋文であることは確かだ。一兵法家(恐らく)は他の評判書とは異なる本書の独自性を強調している。

なお内容から考えて「B」は後に記されたもので、その意味からは「A」のみを持ち「B」を欠く九大本の方が古い形であろう。

### 四 沢正博について

九大本に付される蔵書印「藤原正博」は沢正博と思われ、ここでの推測について述べる。『国書』に九大本を沢正博作とするが根拠は不明であった。そこで九州大学附属図書館の著者カードで検した所、彼の書写本として以下の十数冊が存した。

- ① 二矢記 享和元(一八〇一)年写
- ② 細川御伝記 文化元(一八〇四)年写
- ③ 名目集口伝 文化二一四(一八〇五)年写
- ④ 楠氏兵法 文化四(一八〇八)年写

⑤ 銀台遺事 文化五(一八〇九)年写

⑥ 肥後国志草稿 文化五十一六(一八〇九—一〇)年写

⑦ 藤孝公御覽書 文化七(一八一二)年写

⑧ 芳野拾遺物語 文化十三(一八三〇)年写

(他に書写年時無記の写本が四点、本書九大本も含む。)

このうち④『補氏兵法』はその末尾に「文化四丁卯年七月 沢八十郎藤原正博」の奥書があり、印記は九大本に同一、また筆蹟も本文が九大本の太字のものに、書き込みが九大本の細字に同じと看做すことが出来、よって九大本の書写者も沢正博と推断してよろしかろう。但し、沢正博の素姓は未勦である。しかし、④の中の『三戦要略抄』の序文末尾に「肥州武田春江経豊」とあり、また右の②⑥⑦の書、及び書写年時未詳の『藤孝公綿考輯録』の写本の存在あたりから推測すると、沢正博は肥後細川藩の関係者で、文化年間を中心に活躍した軍学者かと思われる。因に九州大学附属図書館には『太平記大全』(五巻本、万治二年板本、但し漢字平仮名交り本三十四冊と漢字片仮名交り本十六冊、計五十冊の取り合わせ本、「藤原正博」の印あり)も蔵され、この書で注目すべきは、欄上・欄外に或いは貼紙に朱・藍・黒の三色でおびただしい量の書き込み(正博筆か)が施されている点である。例えば『大全』総目録の章段名の上に藍色の丸を付し、「補家ノ事伝評ニ有之印 百七十五ヶ条」、朱の丸を付し「無評印四十二ヶ条」などと研究的な注記が見られ、正博が『大全』を蔵し、それを仔細に検討していたことが如実に窺える。④『補氏兵法』の書き込み中には『大全』の巻数・丁数が何度も見えており、九大本『秘伝鈔』の書写、『大全』の注記とも併せて、正博の兵学者としての一連の研鑽の痕跡と考えられる。以上、推測に終始したが、今後正博の閨歴の究明、『補氏兵法』の内容吟味、『大全』書き込みの検討等が必要で、これらは各地に残る太平記評判書の享受史研究の一環として行なわれるべきであらう。

## 五 九大本『秘伝鈔』の概略

本書は所謂『理尽鈔』とは別の評判書である。しかし『理尽鈔』の類に先行し、或いは『理尽鈔』の類に全く別個に成立したとも考え難い。『理尽鈔』からの影響と思われる箇所も少なくない。例えば巻三の(4)「高橋又四郎技懸の事」の中で、壬申の乱の際の紀友清の技懸の例を出す(翻104頁上)のは、『理尽鈔』(三三七)、『無極鈔』(三三三)に同様である(但し同文ではない)。また(7)・(8)で足助・荒尾が批判されている(翻105頁上)のは『理尽鈔』(三三三)・『無極鈔』(三三七)に同じ(批判の内容は相違あり)。

一方で、例えば巻十六の(3)「西国峰起官軍進発事」の中で、正成が義貞に對面し、勾当内侍を賜ったことを直接に非難する話があるが(翻109頁下)、これは『理尽鈔』・『無極鈔』にはない。こうした本書独自の伝もまた少なくない。巻五「大塔宮熊野落之事」では、般若寺で宮を匿まったのは千王丸という十三歳の児で、実は正成の甥であった、などとするのも『理尽鈔』などには見えない話のようだ。先行する太平記評判書に漏れた伝承を採用したのか、或いは机上の創作かは判然としないが、ともかく『理尽鈔』とも『無極鈔』とも異なる独自の評判書を形成していることは確かである。

また『理尽鈔』には楠木中心主義とも言うべき側面があり、彼の言動・作戦に関しては失敗も含めて賛同に終始するが、本書ではその正成をも相対化する面があり注意される。巻三の(1)「主上御夢の事」で、帝に「天下草創」の成算を下問された折、正成が乱の原因(帝の非)を奏上しなかったのは「理に暗きものか」と批判する(翻103頁上)。巻十六の(2)「正成兄弟討死事」では、正成が「前なる敵を追払て」「後なる敵を次に討ん」と提言したことが官方軍敗北の原因であると見て、その作戦の「越度」を指摘する(翻112頁下)。是々非々の態度

で正成に対しても批判を呈しているのが本書の特徴の一つと言えようが、この辺り、九大本跋文「A」にいう、「先祖正成伝来の軍書」の「深意」をも加味して著したという成立事情とどう係るのであろうか。この他、巻三(5)「補入敵国并可攻城次第事」に典型的に見られるように兵法書的傾向も強く、その際「口伝」「秘伝」「巻物」が存在するかの如く記す秘伝的要素も強い。九大本の外題を「補公兵法」とする所以でもある。なお本書には『理尽鈔』・『無極鈔』に見られる合戦の軍陣配置図はない。

巻一「関所停止事」には後醍醐の新聞停止策を平宰相成輔が批判し、仁道による無関の解説の中で「人すまぬふはの関屋のいたびさし」という良経の詠を証歌として説く条がある。もちろん『理尽鈔』などにもない、この怪しげな説は、どのような方面に通うものであろうか。怨卒の調査の上、紙幅の都合もあり、内容についての全体的な検討はすべて続稿に譲ることとして、取り敢えずの中間報告としたい。

## 注

- (1) 加美宏「『太平記大全』について——『太平記』研究史の一軍——」(徳江元正編『室町藩文庫』所収、91・12、三弥井書店)・「『太平記評判』に関する補説——『理尽鈔』と『無極鈔』——」(長谷川博編『太平記とその周辺』所収、94・3、新泉社)・「『太平記綱目』小考(一)——成立と著者をめぐって——」(『同志社園文学』40号、94)
- ・(3) 今井正之助「『南木記』・『南木武鑑』考——『理尽鈔』に拠る編者の生成——」(『日本文化論叢』2号、94・3)・「『太平記評判書』の転成——巻十二「河内国逆徒ノ事」を事例として——」(『愛知教育大学研究報告(人文科学)』43輯、94)
- ・(2) ・「『理尽鈔』と『無極鈔』——正成関係記事の比較から——」(前掲『太平記とその周辺』所収) 他。
- (2) 『太平記享受史論考』(86・5、筑風社) 318頁。
- (3) 注(1)の今井氏第三論文の533頁。

(4) 『理尽鈔』は正保二年板本(高知県立図書館山内文庫蔵)の、『無極鈔』は内閣文庫蔵板本の巻数・丁数を示す。

(5) 注(2)の巻330頁。小稿で九大本の巻三・十六を翻刻したのは、正成の登場と死をどう叙述しているかを窺うためでもある。

## 付 記

九州大学附属図書館・群馬大学附属図書館には貴重な資料の閲覧・複写をお許しいただき、翻刻の御許可も賜わった。記して厚く御礼申し上げる。なお小稿は平成六年度文部省科学研究費補助金(一般研究①)による研究成果の一部である。

九州大学附属図書館蔵『太平記評判秘伝鈔』  
 (外題『楠公兵法』) 卷三・卷十六翻刻

本翻刻に際しては次のような操作を加えた。

- 一、九大本は巻頭目録を欠くが、新田本によって補なつた。その際、章段順序をアラビア数字(括弧内)で示した。なお新田本の巻頭目録と九大本の章段目録とは一致しない場合がある。
- 一、底本は漢字片仮名交りであるが、片仮名を平仮名に改めた。
- 一、底本にある読点を付すが、さらに私意により補なつた。人名・地名等の列挙の条は中黒点を用いる。
- 一、文中の会話文・古典の引用などには「」を付した。
- 一、底本の改丁は「」で示し、欄下に(14オ)の如く記した。
- 一、底本の漢字の旧字体・略字・異体字は現行字体に改めた。
- 一、底本にある片仮名付訓はそのまま片仮名で記す。平仮名付訓は私意による。
- 一、濁点は私意によって付した。
- 一、漢文的表記は底本のままとし、返り点は底本にあるものその他、私意により補なつた。
- 一、新田本との校異は、本文右に傍線を引き行間に漢字平仮名交り(括弧内)で記した。(ナシ)は新田本がその部分を欠くことを示す。なお表記の相違程度の校異はとらない。

太平記評判秘伝鈔巻第三目録

- (1) 主上御夢事内曰楠主上へ申上事
- (2) 楠敵国出張之時定置条々事
- (3) 笠置軍之事

- (4) 高橋又四郎拔懸事
- (5) 楠入敵国并可攻城次第事
- (6) 関東勢笠置之城取巻拳関矢合之流鏑射事
- (7) 足助次郎重範堅一木戸名乗事
- (8) 荒尾兄弟討死之事
- (9) 陶山小見山熊谷平山梶原佐々木兄弟嘲高名事
- (10) 陶山小見山乘取山城事
- (11) 籠城之時城中制法之事
- (12) 主上笠置御没落之事
- (13) 関東両使宇治へ参奉調龍顔三種神器可被渡由申上る事
- (14) 赤坂軍之事
- (15) 桜山自害之事

(\*) (5)と(6)は本文では入れかわる。

太平記評判秘伝鈔巻第三

(1) ▲主上御夢事

評曰、楠内々我が智謀を慢じ関東の政を誹る志し有る事を知し召されて、主上此夢を作て、士卒の気を勵し、又楠を御頼み有らんとの謀に於ては、理を知て智を発す也、若又突に夢を御覽せば、夢に三の品あり、思夢・正夢・妄夢是也、思夢とは常に我が思ふ所を見を云なり、正夢と云は、心の通ずる処に依て善惡禍福等の夢あり、去れ共是は夢見る者の「正心の志し起る時に、作業の事に依て、善惡の(1ウ)果報ある事を見る、是正夢なり、妄夢とは、心迷亂し、血氣不順、故に色体悩亂して、妄りがわしき夢を見る、是妄夢也、夢を用る事、理に約して用時は可也、理を捨て、夢を頼は、夢中の夢なり、聖人に夢なしと云は、疑惑なきを云也、又妄想の無、夢を以て云り、黄帝は夢に馬反じて龍と成て、是に乗て天にのぼると見玉いて、又其次に

赤麩身を逸と見給て八十日にして、位に登り給と云り、其外鷲王・鴻王等の「瑞夢有る事多し、引に不及也」也。

一 楠。伝。曰。此御夢の事は楠が謀なりとあり、元亨三年三月に俊基籠居の内に河内へ行て楠をかたらわれし時、楠此夢を作て、主上の御夢なりとして、近国の兵を為「思付」、楠か郎等の心を「励まさん」為の謀に作るなりと云り、

△同内。曰。楠主上へ申上し事

評。曰。主上楠を被「召て」、「天下草創の事、如何ん」と御尋ある処に、此乱の起る源を申上ざりしは、理に暗き「ものか、如何とな(2ウ)れば、尤高時近年の大逆甚しき」と云共、主上天命を被「知召」一則是、御自身の非を改め関東の無道なるを憐み御座て、天下庶民の為を思召して自らの憐りを誅め、自の費を不「成給」して、時を御待ある則是高時終には亡「候はん、主上時を不「知召」して、関東と好欲を同くし玉て、時を曲て思召立故に、此乱始れり、今却て高時に利多くして、味方に利少し、雖「然」主上御心を翻されて、天下太平の旨を思召さは、弥々事を憤み、王道を正くし、仁心を本となされて、武略を臣に「任せられは、一旦の勝負を御覽せずして終に利を御待可」有と、(3オ)て可「評決」也、君の近年の非を申さざりし事は、理を不「知故か、時の義はかりがたし、雖「然」正成一人也共生き有と被「聞召」候はゞ、聖運終に可「被」聞と、思召候へ」と申せしは、誠「に」言に忠を尽し、心に功を思て、一旦の勝負に事を乱すべき兵に非ず、

一 楠、行由の起、幼少の時より、一心の観法を心に懸て常に心を觀察せしと云に、或時山谷に雲の横たはるを大龍と見成して、心大きに驚怖す、此時且く心を定めて「思けるは、吾若年也と云共、先祖井手(3ウ)の左大臣諸兄公の子孫とし、今民間に下ると云へ共、既に累代の弓箭を取て、武勇を宗とす、然に今大龍現すればとて、如此「心の驚怖する事、口惜事也と思て、自ら己が身を恥づ、時に大龍怒ち、白雲と

なつて、眼前に横へり、此時自ら手を拍て、大笑する事數刻、是より(2オ)人の心は境に依て転ずる事易し、声色に依て耳目傾き心感ひ易き事を

知て、人の氣を転ずる謀を得たり、爰に於て太公が兵法を学で、常に「書」して、軍用の計略を「宗」として、自ら家兵をなづけ、兵法を教へ、(4オ)行伍の法・備立・陣舎の次第、一として不「残法」を定て、徧く是を習はず、太公が定法に依て、七人の能將を見立て、人々の才能に依て、其役を掌さとらしめし者也、行列・陣舎・備「楠一流の秘伝の軍法、巻物に有り」○

第一、自国の政を正くして、財宝を士卒の上下に依じて配分して与へ、國中の民に役を赦し、勘当の士あらば、ゆるして可「召連也」、(4ウ)

第二、国の費民の煩いなき様に、城廓を修理し、兵糧・武器等を備置き、能「臣下を可「残置」事、

第三、諸將を集め、敵国の峻岨・沮沢を弁「賢愚を計り、合戦の計略を定め、備の前後左右・行列・營舎の次第・軍中の法令・兵糧運漕の評議決定して、兵の心を可「合事、右三箇条は自国に可「評決」也、

(3)▲笠置の軍事  
内。曰。六波羅山門を疑て京都に近江の勢「并」久下・長沢一(5オ)族等山門へ抑へに置し事

評。曰。主上以前に山門を疑い玉いて、御誤りあり、今又六波羅山門を疑て、大勢を無益の地に勞せしむる事、理に不「中」、其子細は此人數にて京都の要害を治め、山門あは天下太平の折禱を於「被」致、仏閣建立并「寺領等請に隨て、宛て行はるべきよし、可「然武士を以て、云い遣し願書をも籠められは、勢に乘し、利を好む法師等、欲に耽て、却て御方と可「成、縦ひ不「隨と云共、京都の政を正くせば、山門は恐るゝに足らず、但し山門に心を許せとは非ず」、只京(5ウ)

都を固く可<sup>レ</sup>治也、

(4)△同内曰高橋又四郎拔懸の事

評曰、軍の礼法と云は、或は下馬、或は跪くを礼とせず、大将の下知に随い、耳に大敵を聞、目には大将のさいを取るを見て、かけ引き大将と心を一にする、軍中の礼法とす、然を又四郎一人として拔懸せし事、大きに軍礼を破る者也、況や此城狭しといへ共、一天の君に頼れ申し、思切たる兵の艱難の城に楯籠る所を僅の小勢にて容易く討んと思ふ事、大きな誤り也、是、小智無才の致す処也、  
一 昔し大友。王子乱を起し、天武天皇と合戦の時、<sup>(6オ)</sup>紀友清敵の油断を見て、手勢三百騎にて拔懸して、敵の陣所に火をかけ、友清一人して攻落したれ共、天皇賞し玉はず、却て勅勤を譲りしと也、是友清か功を思召知。ずには非ず、法を重んぜん事を示し給なるべし、尔は高橋、縦ひ利を得たりと云共、名将是を好しとすべからず、

一 此時城中より高橋が小勢を見て、卒尔に打出る事、若敵の謀なる則は利を失ふべし、敵思の外小勢にて寄する則は、謀と知て、急に戦をいどむべからず、去れ共是は山城<sup>(7ウ)</sup>なるに依て、敵の後攻なき事を、(6ウ)目の下に見をろして、出し者也、故に山城へ寄する法口伝○

(5)△内曰関東勢笠置の城を取善閑を挙げ矢合の流鏑を射し事

評曰、是勢いに乘じて、君臣の礼を失ふ者也、設主上御謀叛たりと云共、天子に向て、武家弓を引事、先づ一旦の礼を尽すべき事也、其子細は六波羅より主上へ訟申すべき旨は、「君御謀叛の故、天下さだかならず、既に王城を御開き有て、無道を諫め申、凶徒に任せられて、刃地下賤の御交り、更に以て不<sup>(7オ)</sup>耳、君、御憤りを被<sup>(7オ)</sup>止、速に還幸成て先非を御改の上、何ぞ武家可<sup>(7オ)</sup>奉、背、誠を尽して訟へ申、其後理に約して、弓を可<sup>(7オ)</sup>引也、今此理を失事、高時無道なる故也、其上寄手軍法を不<sup>(7オ)</sup>知、敵国入入より城を取善、軍法の次第様々あり、○左に詳に出す、

(6)△桶敵国へ入、并城を攻むべき次第

一 敵国の働に依、已む事を不<sup>(7オ)</sup>得して、兵を出す時、大体敵の勢に、三増倍、御方の勢なくして、兵を出る事不可也、去れ共時宜に依て、多少に不<sup>(7オ)</sup>依事可<sup>(7オ)</sup>有、敵御方の衆寡により、奇謀を用る事、爰(7ウ)に難<sup>(7オ)</sup>述、孫子曰く、「十則は困<sup>(7オ)</sup>之、五則は攻<sup>(7オ)</sup>之、倍なる則は分<sup>(7オ)</sup>之、敵齊き時は能戦<sup>(7オ)</sup>之」と云り、是又時によるべし、

一 敵国入入には、先づ物見を遠く遣し、追々の注進を可<sup>(7オ)</sup>聞、若し敵出張せば、二三里を隔て、地形を察し、便利の地に備を定て、爰に依て攻め可<sup>(7オ)</sup>寄、行列の次第口伝、○

一 敵国入入ては、先づ其国の民を以て、案内者として、敵の構え家中の仕置等可<sup>(7オ)</sup>尋問、縦ひ敵雖<sup>(7オ)</sup>不<sup>(7オ)</sup>出、日高に営舎を定め、昼夜共に、物見・しのびの者を、四方に置、同く近辺<sup>(8オ)</sup>の森林・村里に兵を伏せ可<sup>(7オ)</sup>置、篝の焼き様口伝○

一 敵辺き山路を、人数押様の事、先づ峯々へ物見を上げ谷々へ人数を遣し、相図を可<sup>(7オ)</sup>定、口伝○

一 城を巻には、地形を能く可<sup>(7オ)</sup>分別、一旦に可<sup>(7オ)</sup>困也、  
一 城。氣を見る法、品々雖<sup>(7オ)</sup>在、之氣を見るところは理を知る事也、  
理を知る則は、氣自ら可<sup>(7オ)</sup>知、口伝○

一 笠置の寄手、此法を不<sup>(7オ)</sup>知、大軍暮に懸り、寄せし事法に違へり、桶が伝曰く、城中より、夜討有べき事也と義貞の申されしと也、

(8ウ)

一 城中定し事、敵の勢い強く進し事を量て、城中静まって、強敵の氣を折し事、尤、可也、去れ共此城に石弓をかけざりしは、軍事に愚なる故也、あながちに軍陳にて、弓を射る計りには非ず、或は水を以て攻め、火を以て攻め、石を以て打、土を以て攻る事、是其地に依て、用るわざなり、

一 笠置の寄手、城中の氣をも不<sup>(7オ)</sup>察して、うかくと責め登りし



事、卒尔の至りなり、城に寄せて、関を挙げ共城中に静りしは、謀と可<sub>レ</sub>知、又城中にも、敵を近付て、石弓を放つ用意なき事は非也、南都般若寺の使僧、大力にして、大石を投ずんば、危かりし者也、

・城實様之事

- 一 城中の兵の氣を挫<sub>レ</sub>事
- 一 城に謀叛人を求める謀の事
- 一 城中の兵共、皆疑を生ずる謀の事
- 一 城中の兵共、不<sub>レ</sub>思、合<sub>レ</sub>謀の事
- 一 右四箇条、城中より破る<sub>レ</sub>謀也口伝○
- 一 城中の兵糧を算し、人数の積り可<sub>レ</sub>知事
- 一 城中、水の手を可<sub>レ</sub>察事
- 一 後攻を防ぐべき、謀の事
- 一 城により、水化石等の攻様可<sub>レ</sub>分別一事口伝○

右四箇条を以て、城を可<sub>レ</sub>落也、人数を以て、城を乗取事、謀により、時によるべき也、

(7)△足助次郎重範一の關を堅めたりと名乗し事

評曰く、足助忠を不<sub>レ</sub>知、名を思ふ故に、「一天の君に頼れ奉て此。一の木戸を承て堅なり」と名乗事、忠義淺し、故いかんとなれば、足助只目前の勝負を思て、終の利を不<sub>レ</sub>思、其上<sub>レ</sub>足助精兵なる間、爰(10才)士也、彼に迫て、進む敵を射立つるならば、敵必<sub>レ</sub>城中に、精兵の手垂れ多しと思て、氣を折て、恐る<sub>レ</sub>事多し、軍用に飽<sub>レ</sub>く一旦の勝負を思て、終の利を勿<sub>レ</sub>忘事、

(8)△内曰荒尾九 同弥五郎討死之事

評曰く、士は死に臨んで、不<sub>レ</sub>愁と云事を、愚智にして心得たる者也、籠城の敵なれば、名字・名乗を憚<sub>レ</sub>に聞て、命を全して、君に忠を尽し、兄の敵を心に可<sub>レ</sub>懸道なり、然るに弥五郎名乗て、又同矢

に<sub>レ</sub>當て死<sub>レ</sub>る事、忠悌ともに關たり、

(9) 陶山・小見山、熊谷・平山・梶原・佐々木三郎の<sub>レ</sub>同四郎、高(10ウ)名を嘲りし事

評曰く、熊谷一の谷先陳の事を、後陳の勢を頼て、懸しと云事理に不<sub>レ</sub>當、軍は法を不<sub>レ</sub>犯礼と云、既に明朝合戦可<sub>レ</sub>有と決定なる上に、宵より心に先を臨めり、先陳とは後陳の勢の、先をかくるを以て、先陳と云、合戦の日限も不<sub>レ</sub>定、熊谷一人かけたらんは、是狂氣なるべし、先陳と云て先にかくる計を、高名とすべからず、かやうの事は、時の義に依て是非あり、去れ共、陶山が申すは理に非ず、又梶原が二度の懸は、源太を助けんが為也と云り、申旨理あり、忠義(11才)を糺す則は、先づ合戦の利を本とすべき也、去れ共梶原二度かけて源太をとま<sub>レ</sub>ない、回りし事、勇は甚<sub>レ</sub>達する者也、又佐々木三郎が藤戸を渡りし事、案内者の有故也と云事理に不<sub>レ</sub>中、佐々木心に智謀有て、

武略を宗とする故に、此渡りを尋求て渡せり、今陶山形を取て佐々木が心を不<sub>レ</sub>惑也、又同四郎、宇治川を渡りし事も、いけづきに乘て渡したりと云事、是又形によれり、君より名馬を申請、関東より昼夜不<sub>レ</sub>怠、先陣を宗として、渡せし事、志し甚<sub>レ</sub>深き故に高名と云なり、(11ウ)一 陶山が申旨、理に不<sub>レ</sub>中。と云へ共、「同く死<sub>レ</sub>る命を、人目に余る程の軍一度して死たらんは名譽は千載に留らん」と云しは、勇

(10)△内曰く、陶山・小見山城を乗取事

評曰く、官軍皆寄合い武者にして、大将なき故也、籠城の夜廻りには、相圖の言を定め置、怪き者には其言はをかくべき也、かやうの夜討・恐の者を改めん為なり、其。上夜中に怪き事あらば、大将と夜番の者共と相圖の儀式可<sub>レ</sub>有事、皆相伝にあり、只是名大将の<sub>レ</sub>なき故(12才)也、桶が伝曰く、此夜討の者共、陣々を御用心候へと申せし詞は、国の声なまり可<sub>レ</sub>有なり、左様の意得なき故也と云り、

(11)・籠城の時城中の制法

- 一 惣大将、諸の物頭に、順逆不可有事、
- 一 惣大将の前にて、評議之時より外、諸將一切、私の不可有事、
- 一 会合、并大酒・博奕可停止事、
- 一 城中門々へ、諸將を手分之事、
- 一 夜廻りの者、相詞は一夜宛に替へ、惣大将より、組頭へ相触下(12ウ)相触下(12ウ)是理を以て、王道の勇を被立し志、理に叶あり、中にも還幸の事は、前々臨幸の儀式ならでは、還幸有るまじき由を被申し事、心持種々の謀事有る者也、先づ近国に、官軍与力の者に、王法の威有る事を知らしめん為、又赤松への寄手を妨る謀事、又大塔官と御約諾ありし事、かたんの謀の理に依て、被申し者也、去共心功に不可有しては、叶はぬわざなり、
- 一 外より防く謀を、專にする事、
- 一 右七箇条を、惣大将、可心得道也、

一 陶山・小見山兩人の計略、尤宜し、其上城を落したる事、高名なれ共、軍法を破りし咎あり、名將の可賞道に非ず、去れ共高橋が抜懸とは、遙に勝れる也、

一 錦織討死、高名なれ共、君あ参て、君を落し奉り、御供申さば、忠勇の者可成、是只勇者なる而已、

(12)▲主上御没落・笠置一事

評曰、十善の帝王と云共、御身の不徳、世の不善なる則は、宮殿の玉楼を、判那に引替て、山谷草葉をしとねと成し、下賤匹夫に交り給いし事、一念の妄情より起れり、益智書曰、「君臣不信、國不安、父子不信、家不睦」と云るも、今此時を以て知んぬ、御詠に、さして行く笠置の山を出しより、天が下には隠れがもなし、と被遊し事、善惡の報も、隠なき事を不知召事、口惜事也、(13ウ)時の子細ありや、楠申けるは、「笠置へ力を合せん為め、又は後攻を頼みけれ共、関東勢恩の外早く寄し故、無益と申すと云り、

(13)△内曰、関東の両使宇治へ参じて、龍顔に謁し奉り、先三種の神器、可被成渡由、申上し事

評曰く、雖天高と、せくままり地厚けれ共、あらく不踏、是不乱也、然に関東の両使、押て龍顔に謁し奉る事、其

恐れ誠に天命の不可許也、其上三種神器の事、可被渡し給旨、

詔へ申す、無道の上の無道也、是君の無徳よつて位を失い、高時が橋りに依て、上を掠むる者也、若し兩使礼を存せば、主上の宣旨を承て、宣下の議に依て、新帝へ可進由を、可申上者也、

一 三種の神器の宣下は藤房の才覚を以て、兩使に申されしとあり、

前々臨幸の儀式ならでは、還幸有るまじき由を被申し事、心持種々の謀事有る者也、先づ近国に、官軍与力の者に、王法の威有る事を知らしめん為、又赤松への寄手を妨る謀事、又大塔官と御約諾ありし事、かたんの謀の理に依て、被申し者也、去共心功に不可有しては、叶はぬわざなり、

(14)▲赤坂軍の事

評曰、関東勢敵の城を見こなして、哀れなる形勢かな、せめて欲にして、忠を思はぬ者共なり、又大軍の大法を不知、小敵を欺は、大きな誤りなり、故に此城を一搦にせんと思て、敵の心を知らざりし故に、寄手仕損じ、人数いくばく討れし也、惣じて此時、関東勢軍の法を不知、敵を見て備を立てし故に、敵の謀に随いし也、己が備を全ふする事を不知なり、城の巻様、又陳のとき、やう口伝あり、軍法の義、何れも巻物にあり○

一 楠が伝に云く、合戦畢て後に義貞楠に問て云く、「赤坂の城を被取立し事、時刻早かりし故に、久くたもたれざりつる可成、此

時の子細ありや、楠申けるは、「笠置へ力を合せん為め、又は後攻を頼みけれ共、関東勢恩の外早く寄し故、無益と申すと云り、

一 寄手緩々と心得て、備を乱し、油断せし事、法に背く者也、其れ

戦場に臨ては、漏船に乗が如くすべし、楠此色を察して、討て出し者也、和田五郎・楠七郎、城中より出しと云事、何あり、是実となり、(15ウ)

(14ウ)

一 小兵の射手四百より、精兵三百人勝て、固めたるが、城中には利ある者也、然に二百人の徳なり、此残る兵は、又自余の役に可、用人敵を用る事、費へなき様に、可遣者也、

△同関東勢二度向て被討し事

評曰く、軍の大綱を不、知者共也、惣じて城を攻る事、力と兵を以て、一槩に責る事、必ず過ち可有、力と兵に依て一槩に落る程の城なれば、理を以て落事尚易し、地形に依て、攻様に品々あり、理に依て攻る則は、勝事立地にあり、若し事急なるに及で、先此。城を急に可、實理ある則は、四方より取巻き、敵の虚を見て、一方を打破り、縦ひ先勢討る共、後陳大鼓を打進め、込み入り々々可、實既に一方破れたる時は、其手より相図を定め、しるしを可上、其時三方を解て、一方に備を立て、三に是を立べし、後攻の用心なり、城の一方破れたる時、三方の困を解く事、是城中の兵気を乱す謀なり、落口なき時は、兵気合する者也、又四方より取巻事は、城中の勢を分させ、兵気を挫くべき謀なり、三一の備、并結び様、口伝の巻にあり○

一 此城。寄手後攻のなきやうに、近辺を焼き払、遠攻にせん事尤也、然を本間・渋屋の者共が憤りて、又卒尔に攻ける事非なり、是大將の威なき故也、

一 伝云く、合戦畢て長年、楠に向て、「二重壁の事、遠き慮なり」と感じければ、楠が云く、「壁を間きりにして、取付く処計、たをるゝ様に仕たる故に益あり」と云なり、

△同関東勢三度攻かゝりし時、熱湯を以て防し事

評曰く、楠大敵の向ふに、熱湯を以て防し事は、熱湯を頼み仕たるには非ず、関東勢の軍の様を知て構し者也、関東勢一槩に向て、先き勢の気計にて、後陣の気のなき事を知て、先陣の敵の気を折し謀事也、此時も寄手四方を巻、一方を破り込入る則は、立地に可、落者也、

一 寄手城を責あぐんで、為方なき故に、方四町にたらぬ城に、小敵籠りたるに、遠攻にしたると、後日に人の嘲りも、口惜きとて、又攻し事は非也、責るも、理を以て攻め、不、實も、理に依て、停むる者也、

一 楠以、謀を城を落る事、是合戦の法に叶へり、太公が疾戦の法是也、此謀事も、大將不義にして不、可、叶、兵の、気を合する事、大(17ウ)將の總、ある者也、

一 敵に被、困、四方の通路を塞かれ、兵糧絶て可、尽、時は、必ず打て出る事定法也、時日延び、糧つきては不、可、叶、敵兵糧攻にせんと思時は、必油断ある者也、故に不意に打て出る者也、時に依て、風雨等の便り有時は、先づ忍の者を出して、相図を定め、寄手の後口に、箭を焼せ五百有る則は、強力の打者達者を、百人勝て、先にたて老兵・弱兵を次に、大將出馬して、近辺に弓の達者を立て、敵の備の虚実を見て、備、実なる方に、味方の旗を、上させ、馬の近辺なる射(18ウ)手に、突なる方の敵を、少々射させ、不意に虚の方へ懸入り、打破る則は、必ず利ある者也、此時彼の寄手の後より、箭を焼する時刻、大事なり、又時に依て、謀を以て落る事、色々、口伝巻物にあり○

一 寄手も城を巻き、兵糧責にする則は、必ず敵可、出と知て、油断すべからず、

一 城中より夜討に可、出時の事、一、風雨の夜、一、其処へ着陳の夜、一、終日合戦したる夜、右の夜緊く用心すべし、其外不意に打て出べき計略は無極なり、

一 楠城中に残し置つる四人の者共、二人は西へ出る、二人は北へ出る、其出やうを楠問ければ、「何れも手に首を持って、『敵は詰の城にあり、込入れ々々、』と喚って出たり」と申、楠褒美すと云り、此者ども楠が七人の大將分の者共なりと云り、

(15) ▲榎山自害事

評曰、笠置の城、楠自害と聞て榎山自害せし事、尤其理ありと云へ共、微細に是を評する時は、忠功の浅き故により、只一旦の利を好で、終の功を不待、是欲より君を思て、忠より君を不<sub>レ</sub>思者也、(19オ)防くと云共、僅なる御方の内、一門已に心替せし上は無<sub>レ</sub>力次第也、名を思て、功を不<sub>レ</sub>思、智謀なく、小根によれるべし、(19ウ)

太平記評判秘伝鈔卷第十六目錄

- (1) 小武与菊池合戦事付宗応藏主事
- (2) 多々良浜合戦事付高駿河守引例事
- (3) 西国録起官軍進発事内に主上勾当内侍を給義貞に事并楠新田殿へ異見之事
- (4) 義貞被赤松實事内に赤松に義貞被謀事
- (5) 尾島三郎熊山举旗事
- (6) 將軍自筑紫上洛事付瑞夢事
- (7) 備中福山合戦事内に大江田踏付事範長自害并和田四郎事
- (8) 新田殿被引兵庫事
- (9) 正成下向兵庫事内に清忠非餓の餓饑に任て正成下し事付正成我屋に備正行に制詞之事
- (10) 本間孫四郎遠矢事
- (11) 経橋合戦事
- (12) 正成兄弟討死事内に正成最期に京都へ使者を以奉表書事
- (13) 小山田太郎高家刈青安事
- (14) 聖主又臨幸山門事
- (15) 持明院本院潜幸東寺事
- (16) 正成首送故郷事

太平記評判秘伝鈔卷第十六

(1) 小武与菊池合戦事、内に妙恵自害事

評曰、城中小勢にして寄手大軍也、城の構、能に依て、一旦なりし故、其理なきにもあらず、又子息宗応藏主父を葬せし事は尤なれ共、自もろ共に火中に入て死せし事道に非ず、夫沙門は自性、明了して、如来の本意に達し、衆生の迷乱、濟度すべし、故に沙門は凡夫の鏡也、世上の導師とす、然に藏主修羅三惡の乱室に有のみならず、(29ウ) 俱に火宅の猛火に入て一生を空くする事、何ぞ是成仏得脱の相とせんや、下火云、「猛火重燒一段清し」と云、此語又不相応、何ぞ南無阿弥陀仏と一声不<sub>レ</sub>唱や、愚鈍の甚しきなり、

(2) 多々良浜合戦事

評曰、軍の勝負は雖<sub>レ</sub>依<sub>二</sub>天運<sub>一</sub>、事を正くして負るは天運にして無<sub>レ</sub>悔、事を正ふして勝は天運にして治事久し、菊池軍法を不知故に事を不<sub>レ</sub>糾者也、其故は敵小勢にして、味方百ばいある時は必ず兵小勢を欺く者也、小敵の大軍に向ふは兵皆一和する者也、和兵と不和の兵と戦しける則は、一と百と戦ても一に利多し、去共止む事なきに臨む則は、大軍 俄に相符を可<sub>レ</sub>付、時に依て木の葉に(30オ)ても符に可付、是は味方の符同して懸入て戦ふ時に、敵味方を可<sub>レ</sub>知ため也、又其陣を三つに可<sub>レ</sub>分也、但し三つに分るに口伝あり、擬小勢の跡を追て不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>擊、○但不<sub>レ</sub>擊心口伝、向<sub>レ</sub>敵を可<sub>レ</sub>擊、馬の鼻を並て可<sub>レ</sub>向、然、則は小敵かけ破り乱さんとすれ共、勢い屈して不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>叶、敵の勇屈すれば、自利ある者也、孫武子曰、「識<sub>二</sub>衆寡之用<sub>一</sub>者、勝<sub>二</sub>上下<sub>一</sub>、同欲者、勝<sub>二</sub>以<sub>レ</sub>虞<sub>一</sub>、待<sub>二</sub>不虞<sub>一</sub>者勝<sub>二</sub>」と云り、

同内に高駿河守例を引し事

評曰、敵將軍の小勢を大軍と見なし降人に出し事を、將軍疑(30ウ)集め、我城に至。ん事、一月の間なるべし、然ば司馬公も自ら来り(32オ)しきと宜し時、駿河守異朝・本朝の例を以て、武運天に叶へると、詞を巧みに申せしは、志二つあり、將軍へ誦、心に依て是を云則は非也、若し兵の心を引立て、主の疑を破らしめん為なる時は是也、後世の將可心得一也、

(3)西國峰起官軍進発事、内に主上勾当内侍を給、義貞一事、

評曰、君臣滅亡の相是也、所以如何となれば、上の好む処を下も是を好む者也、兵皆洛中に充満してある処に、上より美女を愛せしむる事、君臣不道の至り也、誠には傾国の基也、

一伝曰、正成、新田義貞に参て世上の評議しける次でに、あたりの人を、除て密に義貞に向て申けるは、「今西國の事尋聞候に、時(31オ)仁似り、孔子も『友は仁をたすく』と云り、正く非と乍、知不日を不、延西國へ発向せば、尊氏を滅する事願すかるべく候、何として御油断候や」と申ければ、義貞被、申は、「尤尊氏滅、ん事、此時に極り候、何も思立西國発向可、仕候、去共定て九州の武士、落ぶれたる高氏によも組、ずる事は候まじ、大略討て出し候べき」と申されければ、正成申けるは、「仰、誠の様に候へ共、是軍の法とすべからず、討べき時には時刻を不、移、討まじき時には目前に攻来る共、不、討は是理、軍の法也、三國の時蜀、將孟達と云者、魏に降りけるを、魏帝新城と云所の太守にしたりけるに、程なく亦呉に通じ、蜀についで謀叛す、魏の司馬懿『兵をひそめて行て急に可、攻』と云ければ、(31ウ)まゆをひそめて立去しと云り、諸將一同に申けるは、『孟達蜀と交りをむすぶ、然ば先人を遣し窺ひ望て撃は可ならん』と申けるを、司馬懿重て云ふ様は、『孟達は信疑なく疑多き者なれば、定ていまだ万事の備不、可、有、急て行て攻は、必ず可、勝』と云て、道を倍して行き、新城の下に至るに、呉・蜀各人数を遣し、後攻をせんとしけるを、司馬懿兵を分て險阻に置防かせける、初孟達、諸葛孔明が方へ書を遣して曰く、『魏の都を去る事八百里、呉国を去る事千二百里、我が謀叛したるを、天子上表し諸兵を

(32ウ)集め、我城に至。ん事、一月の間なるべし、然ば司馬公も自ら来り(32オ)給べからず、自余の将来をば恐るに不、足』と、申し遣ける処に、事挙て八日にして司馬懿城下に着たりければ、城の備もなかりければ、此城三方は水を隔、一方には柵をつけ構へしかりければ、司馬懿水を渡り柵を破り攻寄て、十日の内に攻落し、孟達を誅す、是皆時に乘て戦しに候はずや、今急に不、討は必、天下尊氏に奪れ可、給』と、頻に申けれ共、義貞敢て許容せざりければ、正成きつと察して、一定此人は勾当の内侍に心を取れ、征罰に思立不、給者可、成、と思て正成重て申けるは、「実にからん、義貞には美女を帝より給らせ玉いたりと承り候、正成無益の申、事にて候へ共、義と、知て申さざるは不(32ウ)仁似り、孔子も『友は仁をたすく』と云り、正く非と乍、知不申は義に非ず、情、今天下の事を案するに、高時無道にして天下の人民を勞す故に、代々の家人も敵と成て刀杖を作て高時を亡す、是全く主上の聖意ましますに非ず、又主上、高時が令法に悪き事違せ不給故に、天下の武士心を不、合、愛、以、聖、る則は、天下又尊氏にあり、此時、義貞道を正し不、給は、必、尊氏が為に滅び玉、ん事、愚案の内に存じ候、若此儀を聞入玉は、先此美女を可、被、返者也、人の心を迷し武の道をたかみ、天下の妨となる事は美女にしくはなし」と、泪を流して諫けれ共、義貞聞入たる気色もなかりければ、正成も

(4)新田左中將被、赤松が城を攻、事、内に赤松に新田、たばかられし事

評曰、兵法の理を不、知しては、敵の計略を転ずる事あたはず、目前の道理を以て知る則は、新田大勢にて威つよく、城中は小勢にて戦に利なき故に、当国の守護職を給るに在ては、降参申すべきとは云也、是急に責る則は、可、落、城相也、伝、聞く、異國の冠袴は其使の皇甫文を斬て城を降しき、去共右の旨を赤松申、に於ては、新田

心中に無<sup>レ</sup>偽<sup>レ</sup>、義貞恩賞に申替て可<sup>レ</sup>与、と堅く請文を以て約を定め、「此上は大軍、數日は日を送ん事、諸兵費なれば退降を可<sup>レ</sup>申、然は城をあけ可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>渡者也」と、義貞心中少しも無<sup>レ</sup>偽被<sup>レ</sup>申は、(33ウ)に大功を思は、落る内にも又勇有り、是は仁者の勇也、去は兵法に小敵必<sup>レ</sup>理につまて謀を知るも者也、然を京都へ申上せ、數日徒に日を送り、敵に要害を拵へさせし事、理を不<sup>レ</sup>知故也、

(5) 児嶋三郎熊山に拳<sup>レ</sup>旗事

評<sup>レ</sup>曰、孫子曰、「善く動<sup>レ</sup>敵<sup>レ</sup>者は、形<sup>レ</sup>之、敵必徒<sup>レ</sup>之、予<sup>レ</sup>之、敵必取<sup>レ</sup>之」と云り、高德の心を察し、智謀の至れると云べし、去共、三ッ石の兵共、熊山の旗を見て因中の敵と騒し事、智謀不<sup>レ</sup>足故也、熊山に敵籠りたり共、弥々三ッ石・船坂を固めて両方より攻は、楯籠て可<sup>レ</sup>戰、先づ熊山へしのびを遣し、敵勢を可<sup>レ</sup>見者也、軍用に此智謀を転る事大事也、

一 高德心は剛なれ共、軍の大法を不<sup>レ</sup>知、石戸に自ら討てかゝりし事は非なり、大将討れば益あるべからず、合戦は約を定る故に、如何にも命を全<sup>レ</sup>して勝負を可<sup>レ</sup>察也、理を背て戦いを好し故に疵を蒙る者也、

一 美濃権介佐重が謀事、道に非ず、志し信ならず、武の智とすべからず、是只当時の利根と云也、故に無<sup>レ</sup>勇無<sup>レ</sup>義無<sup>レ</sup>信なり、何れの道<sup>レ</sup>も闕たり、

(6) 將軍筑紫上洛事付瑞夢事

評<sup>レ</sup>曰、夢<sup>レ</sup>事、前に主上桶が事を見給ふ計に具にあり、今爰は兵の心を合せ進めん為の謀に、幸の夢を使て成玉ふ者歟、威を神にかる心なるべし、

(7) 備中福山合戦事。内に既に籠城兵皆落んとせし時に大江田義(34ウ)

を思て踏止し事

評<sup>レ</sup>曰、大江田が心に二つの理あり、先<sup>レ</sup>一は足利殿の上洛を支援<sup>レ</sup>ん為に、然所に向て敵の大勢なるを聞逃にしたると云はぶ、諸人の

嘲りを思て死を一途に決せしは、名を本とする故に血氣の勇也、亦一は天地の時を察し軍の勝負を謀る則は、且く退て味方に力を合せて終に大功を思は、落る内にも又勇有り、是は仁者の勇也、去は兵法に小敵の堅は大敵の擒也、と云り、只私を棄<sup>レ</sup>、忠を本とする則は、落たる事宜し、心中に信を存る則は、外は勇なしと見れ共、自ら道にたがはず、故に内に真あつて是を求めば、不<sup>レ</sup>中といへ共不<sup>レ</sup>遠と云り(35ウ)

同内に範長自害并に和田四郎範家が事

評<sup>レ</sup>曰、範長が自害せしは、忠ありといへ兵、死を極る事は己にあつて易く、戦を全ふして命を保事は難き事を不<sup>レ</sup>知、君を大事に思則は、いまだ自害の時早し、又範家が自害を止て、敵を一人なり共討て、君の思に報ぜんと思て待しは、死を一時に決する事は易く、功を(34オ)累代に残す事は難き事を思て、謀を忠恩の為に廻せし故に天命福を儲くる者也、

(8) 新田殿被<sup>レ</sup>引<sup>レ</sup>兵庫一時賀古川の水増たるに諸兵申けるは「先大将向へ御渡り候へ」と申ければ、義貞の曰く、「韓信が水を後にして陣を張しは此なり」と宣し事、

評<sup>レ</sup>曰、是韓信が兵法に不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>似、先合戦。次第相違ある事一つ、又韓信が奇謀に義貞の謀、不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>及事、是二つ、韓信が背水の陣を張しは敵の気を察して、謀をもちいし者也、今義貞、川を後にあてん謀にて何ぞ宜しとせん、是三つ、去共先弱兵より漸々に渡せとて、閑に下知せられたるは義に当ては宜きなり、

(9) 正成下向兵庫事、内に坊門宰相清忠一往非義の簽議に任て正成下りし事

評<sup>レ</sup>曰、孫子曰、「不<sup>レ</sup>知軍之、不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>以<sup>レ</sup>進、而謂<sup>レ</sup>之進、不<sup>レ</sup>知<sup>レ</sup>三軍之不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>以<sup>レ</sup>退、而謂<sup>レ</sup>之退、是謂<sup>レ</sup>摩軍、不<sup>レ</sup>知<sup>レ</sup>三軍之事、而謂<sup>レ</sup>三軍政、則軍士惑、又曰、「將能あつて而君不<sup>レ</sup>御者、勝」と云り、清忠の愚意、不<sup>レ</sup>足<sup>レ</sup>評、去は大将軍に出て、君命に不<sup>レ</sup>

(35ウ)

(36オ)

隨事あり、清忠の申分至て愚なり、正成武略の達者、勇義の武士、本朝古今無双なりといへ共、理に不<sup>レ</sup>叶<sup>ハ</sup>、故に事に至て不<sup>レ</sup>中事あり、其故は正成が申旨に任せて、山門に臨幸なり、暫く合戦あるに於ては、運は難<sup>ク</sup>有<sup>ニ</sup>天命<sup>一</sup>、其利<sup>ヲ</sup>知<sup>ル</sup>目前<sup>ニ</sup>あらは也、然処に清忠の一往に任て下りしは、理を知らず、坑にをふるは無益の事に非ずや、却て忠を失ふ者也、山門へ臨幸なきに於ては、軍利を失事、決定の旨(36ウ)再三申上ざる事、正成が智謀に合ては過ち可<sup>ク</sup>成、然上は義に依て道あるべし、昔し前漢の景帝の時、呉楚、謀叛しけるに、帝周亜夫奏しけるは、「楚國の兵勇甚ふして、共に戦がたし、願は、梁の國を敵にとらせて、敵の後へを攻て兵糧運漕の道を塞がば、敵を亡さん事たやすかるべき」と申ければ、則景帝、亜夫が申うくる旨に随い給ふ、其時亜夫兵を稱<sup>シ</sup>て、棠陽と云所に至るに、案の如く、呉國より梁の國を攻ける、梁王亜夫、方へ使を遣し、後攻を請けれ共、昌邑と云所へ出て、城を堅めて、更に梁の後攻をせず、梁王又景帝へ書を奉て、後攻を請ければ、景帝、亜夫が方へ梁の後攻を致すべき旨宣、遣しけ(37オ)れ共、亜夫曾て詔りを不<sup>レ</sup>用して、弥々城を堅くして、高侯と云大將に兵を差副、呉楚の兵の兵糧運漕の道を塞せけり、呉楚の兵糧乏くして、引退んとすれ共、敵道を支ければ、不<sup>レ</sup>叶進退きわまつて合戦をせんとすれ共、亜夫營を堅して不<sup>レ</sup>出、或る時呉楚の夜討にしける亜夫が軍中騒ぎけれ共、亜夫臥して不<sup>レ</sup>起、兵共を召て問ければ、「呉楚の兵共、營の東南の角を攻れ共、味方つゝがなし」と云、其時亜夫兵共に「營の西北の角を能堅めよ」と下知<sup>ル</sup>、暫して、敵西北の角を攻(37ウ)けれ共、堅、して不<sup>レ</sup>敗、其時呉楚、兵引退んとしけるを、亜夫銳兵を出して追撃を大に敗りけり、呉王敗軍の勢を集め、江南と云所にて防ぎけるを、亜夫つゞいて急に攻落し、其勢を悉く擒にしける、扱亜夫近國を觸て、「呉王を討たらん者には、無二の賞を可<sup>ク</sup>与」と、命を下しければ、無<sup>レ</sup>程越國より討て出しけり、亜夫帝都を出て七月に

して、呉楚を悉く平ぐ、今正成の申さるゝ事、都を退<sup>ル</sup>事、此意なる饑あるべし、

一 伝、曰、正成巴に大國・兩國の主と成る上は、天の時を察し且く國に引籠て政事を正して、天下の逆乱を定め、絶たる世の道(38オ)さんと思ふ志のなかりしは、理に暗き者なり、君臣の道を交すまじきと一筋に思定めしは、忠なりといへ共、大仁のなき者なるべし、自ら天下をだに掌の内に治めなば、君臣の礼は尚正成に可<sup>ク</sup>有者也、

一 伝、曰、正成内裏を出て我家に帰り、和田・恩地・高間・高安、子息正行、此面々に向て申けるは、「年来面々の忠義に依て、正成数度の合戦に張敵を破る事、皆人々の忠深に依て也、全く正成が徳に非ず、故に天下に名を顯す、雖、然、上の政道不義にして、下悉く背く、因<sup>テ</sup>茲、今天下再乱して、又武家の世と成るべし、然ば則、正成が討死仕らん事此、時なり、さあらんに於ては面々、命を全して、(38ウ)正行を人となし、君の御先途にたち、名を万代に残して給候へ、正行に

向て申けるは、「汝ち若年なりと云共、武の家に生れ義を不<sup>レ</sup>可<sup>ク</sup>失、正成討死する共、汝命を不<sup>レ</sup>可<sup>ク</sup>失、一人なり共死残る郎等あらば、命を全、して義兵を可<sup>ク</sup>揚、一生の快樂を望て万代の名を下し、暫時の命を惜で多年の忠義を勿<sup>ク</sup>失、事、是は正成が代々の兵法の秘術、近年の合戦の計略を書し軍法の書也、汝に屬す、義兵を起さば、是に依て可<sup>ク</sup>成、城郭を構へは依<sup>レ</sup>之なすべし、城を攻る共依<sup>レ</sup>之可<sup>ク</sup>攻、野陣・營舎・用具・謀計の秘術共、是に詳也、汝、此意を以て成さん(39オ)意にあらざ、若此四人の内に、一人も残てをわしまさば、汝が父と思て、諫、を背<sup>ク</sup>事不<sup>レ</sup>可<sup>ク</sup>有、汝人と成て色に耽る事なかれ、三宝を不<sup>レ</sup>敬事なかれ、君臣の礼を乱す事なかれ、諸兵を勞する事なかれ、民を苦<sup>ク</sup>る事なかれ、敵なりと云共、仁義を背<sup>ク</sup>事なかれ、軍法を旨とせざる事なかれ、此条々を不<sup>レ</sup>乱是汝が第一の孝行可<sup>ク</sup>成」とて、

巻物一卷正行に渡すと云り、

一 義貞の正成に申されし事、人。口を思て軍の大事を不<sub>二</sub>思給<sub>一</sub>事非也、正成が申様、言の中に種々の理を含めり、義貞を諫し事も、(39ウ)に中を遮れて正成を討せしなり、

死を極め氣を勵せし者也、仁心の深事、難<sub>レ</sub>譬也、  
一 先に正成が申つる詞の心を義貞不<sub>二</sub>知給<sub>一</sub>は愚也、天下の嘲を思給べからず、合戦は理に依て懸引可<sub>レ</sub>有、此度西国よりの合戦の御計略、皆理にあたり候と申は、願は是より京都へ引給へかし、と存じて申せし者なるべし、又正成、此旨を直に申さざりしは、京都にて再往申けれ共、御用なき上にて、義貞に又申は礼を背くと、義貞の心底を窺いし者なるべし、然に義貞其心得なし、此時は急ぎ引退て、主上を山門に臨幸なしまいらせ、京都に敵を入<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>戰時なり、

(40) 本間孫四郎遠矢之事

評曰、天下乱て所々戦の不止事、是国王・大臣の無道より起る、兵の私にいどみ戦にあらず、上政<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>正故に、下悉く背く、天運の時に乘じて、明將義兵を揚るは逆徒を平け、乱を治め勞民を安ぜんが為也、然則は、敵の氣を察し因を治めん事を要とすべし、今孫四郎が遠矢は太平の益あるべからず、其上軍法に矢合の流鏑を射る法あり、味方より射る矢を敵より射かへされぬ様に、矢拵へをして射る者也、味方より射る矢を取て、敵より射かへせば、必ず負ると云事、(40ウ)房の申されし事、一として相違あるべらず、臣心に忠を存る事深しといへ共、一言の諫奉る事不<sub>レ</sub>叶、願は政道を旨と被<sub>レ</sub>成に於ては、世々生々の御聖徳となり可<sub>レ</sub>給、天の正覽あるべき処にて候、某し空く罷成候共、代々の郎等忠義を存る者共、嫡子正行に付置候間、など一方の御用に不<sub>レ</sub>立候べき、あながち此時に天下の勝負可<sub>レ</sub>極にて候はず」と、委細に表書を奉りて、其後しづかに死ると云り、

(41) 備後合戦事

評曰、此時の備後立、義貞<sub>①</sub>あやまり也、正成をば直義に向て、残る官軍二手に分つて、一は正成とうしろを合て船の敵を防かせ、(41オ)をかりし時、義貞の重恩を施されける徳、今天より来て是を報ずる者

一は柑部の浜を向にあて、両陣の間に敵の船を受けて、あがらんとする処を両方よりかけたてよ可<sub>レ</sub>擊処なるを、官軍の備立無<sub>レ</sub>謀故に、敵

(42) 正成兄弟討死事

評曰、正成前なる敵を追払て、後なる敵を次に討んと云し事非也、直義を追払ほど味方遠くなり、敵があわいを塞<sub>レ</sub>に利あり、故に前後の敵に可<sub>レ</sub>向事也、尤大小の勢を可<sub>レ</sub>言時にあらざれ共、天地の定はかくべからず、直義は一方の大將にして、殊に大軍なり、難<sub>レ</sub>破(41ウ)利あり、又後の敵は九国・中国の寄合勢なり、此方に向て打破らば、義貞の陣に加る事安かるべきに、是正成が越度なるべし、此誤り故に兵皆討れし者也、

(43) 小田田太郎高家、新田殿を助し事、高家が忠功、誠は是、大勇

一 伝曰、正成教箇所の手を負、可<sub>レ</sub>引事も不<sub>レ</sub>叶して、郎等共にかいしやくせられ、湊川の北なる在家へ引退て、京都へ使者を以て申けるは、「正成多年の忠節を不<sub>レ</sub>変、心を砕き謀を運し候といへ共、運命此時に極り候て、只今自害仕候、天下の安否あながちに此時に定るべからず、去共君の御政道今までの如く渡らせ給に於ては、天下必武家の世となり候べし、近代御政道を愚案仕り候に、忠臣の藤房誠(42オ)を以て種々奉<sub>レ</sub>諫し事、一として御用<sub>レ</sub>なく、天下如<sub>レ</sub>是乱候事、藤房の申されし事、一として相違あるべらず、臣心に忠を存る事深しといへ共、一言の諫奉る事不<sub>レ</sub>叶、願は政道を旨と被<sub>レ</sub>成に於ては、世々生々の御聖徳となり可<sub>レ</sub>給、天の正覽あるべき処にて候、某し空く罷成候共、代々の郎等忠義を存る者共、嫡子正行に付置候間、など一方の御用に不<sub>レ</sub>立候べき、あながち此時に天下の勝負可<sub>レ</sub>極にて候はず」と、委細に表書を奉りて、其後しづかに死ると云り、

(44) 小田田太郎高家、新田殿を助し事、高家が忠功、誠は是、大勇

の至極する処也、只義に依て死を決するを、大勇と云なり、高家青表



也、人として無<sup>レ</sup>仁<sup>ト</sup>、可<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>なり、

(4) 聖主又臨幸山門事

評曰、是正成が申たる事、今以て知る所也、善惡の評判、不<sup>レ</sup>及<sup>レ</sup>記者也、

(43オ)

(5) 持明院殿本院潜幸ニ東寺一事

評曰、既に尊氏に以前に輪旨ありし上なれば、東寺への潜幸も可なり、以<sup>テ</sup>道言ふ則は、輪旨有し事、先づ非なり、まして東寺への潜幸をや、

一 (6) 尊氏、正成が首を 妻子の方へ送る事、是義深し、一旦敵となり味方となるは、天地の時に応じて止事なくして闘ふ者也、故に多年の友礼を不<sup>レ</sup>忘事は、尤道なるべし、正行父の首を見て、母の歎を見て自害せんとする事非なり、若年なりとは云へ共、正成が言をば忘れし者也、され共「母の制しつるに依て止りし事は、幼少なれ共勇智分(43ウ)明なる故なるべき也、」

(44オ)

---

Another Version of *Taiheiki-hyōbansho*  
—on *Taiheiki-hyōban-hidenshō* of Kyūshū University Library with a  
reproduction of Book 3 and Book 16

Shigeyuki NAGASAKA